

## 公益財団法人愛媛県消防協会職員の退職金積立金設置要綱

### (設置)

第1条 公益財団法人愛媛県消防協会（以下「協会」という。）は、公益財団法人愛媛県消防協会職員の退職金に関する規則（以下「退職金に関する規則」という。）第1条に規定する職員（退職金に関する規則第2条第2項に規定する職員を除く。以下「職員」という。）の退職金を支給するための財源を積み立てることを目的として、公益財団法人愛媛県消防協会職員の退職金積立金（以下「積立金」という。）を設置する。

### (財源)

第2条 積立金の財源は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 普通会計からの繰入金
- (2) 積立金から生ずる利子等
- (3) 寄附金

2 前項第1号の額は、それぞれの予算において定めるものとする。

### (支出)

第3条 積立金は、職員の退職金以外には支出してはならない。

### (事務処理)

第4条 積立金に関する事務処理は、別に定める公益財団法人愛媛県消防協会職員の退職金積立金事務処理要領によって行うものとする。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 この積立金の移行措置として、この要綱の施行前に財団法人愛媛県消防協会職員退職金積立金設置要綱により積み立てられた積立金については、この要綱に基づき管理、運用等を行うものとする。
- 3 財団法人愛媛県消防協会職員退職金積立金設置要綱は、廃止する。

## 公益財団法人愛媛県消防協会職員の退職金積立金事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人愛媛県消防協会職員の退職金積立金設置要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、要綱第1条に規定する積立金の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(管理の基準)

第2条 積立金の管理は、公益財団法人愛媛県消防協会定款、要綱等に基づき適正に行わなければならない。

(預金による管理)

第3条 積立金を預け入れる金融機関は、愛媛県内に本店又は支店を有する信用のある銀行のうちから会長が決めるものとする。

(運用益金の処理)

第4条 利子等積立金から生ずる収入金は、直ちに積立金へ収納しなければならない。

(帳簿)

第5条 積立金の事務を処理するため、次に掲げる帳簿を備え、所定の事項を記載しなければならない。

- (1) 公益財団法人愛媛県消防協会職員の退職金積立金原簿
- (2) 公益財団法人愛媛県消防協会職員の退職金積立金預金管理簿

附 則

- 1 この要領は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 財団法人愛媛県消防協会職員退職金積立金事務処理要領は、廃止する。